

御浜町教育大綱

令和8年5月

御 浜 町
御浜町教育委員会

1. 教育大綱策定（改定）の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律第1条の3に規定されるもので、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

本町では、令和3年度よりスタートした「第6次御浜町総合計画〔令和3年度～令和12年度〕」（以下、「総合計画」という）において、“ともに学びあい人と文化を育むまちづくり”という教育・文化・スポーツ分野における基本目標と、その実現に向けた前期基本計画〔令和3年度～令和7年度〕が定められました。また、この「総合計画」の基本目標と前期基本計画に基づいて、教育大綱〔令和3年度～令和7年度〕を策定し、少子化・防災・校舎老朽化等の課題解決に向けた新校舎の建設に係る「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」の策定や小中学校の給食費無償化、また利用者の利便性や快適性の向上に向けた中央公民館の大規模改修や中央公民館図書室のネットワーク化など、学校教育及び社会教育の充実に資する施策を推進してきました。

今回、教育大綱を改定するに当たっては、令和8年3月に新しく定められた「総合計画」の後期基本計画を参酌しつつ、前期基本計画等の進捗状況等も踏まえて検討を進めてきました。そして、令和8年5月に開催した町長と教育委員で構成する「総合教育会議」において、今後に向けた本町の学校教育の充実・青少年の健全育成、文化芸術・スポーツ活動の推進、文化遺産の保存・継承などの方向性を示す新しく改定された教育大綱の承認を受けました。

このように、地域住民の意向を一層反映させながら「総合計画」が示す、本町における教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策推進のための指針として、本大綱を定めることとします。

2. 教育大綱の期間

「総合計画」の後期計画期間との整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 基本目標

ともに学びあい人と文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

少子高齢化に加え人口減少が進む中、心豊かに生きがいを感じながら暮らすことができる質の高い教育と文化のまちづくりを実現するため、安全で安心な教育環境の整備に向けて、「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」、「御浜町新統合小学校及び統合中学校基本計画」に基づき、つながりある9年間の学習に対応した新しい時代の学びを行う新統合小・中学校の建設・開校に取り組みます。

また、青少年の自己肯定感を高め、瑞々しい感性と確かな学力、そして将来を逞しく生き抜く力を育むために、地域と学校が一体となって、郷土に誇りと愛情を持ち、地域社会を支える人づくりに取り組みます。

住民主体の芸術・文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進するため、社会教育環境の充実と生涯を通して学びと自己実現を図る学習機会の提供に取り組みます。

また、地域人材、地域資源を活用し、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野古道（伊勢路）をはじめ、地域に受け継がれる有形・無形の伝統文化の保存・継承と発展に努めることによって「みはま」らしい特色ある文化のまちづくりを目指します。

4. 基本計画

Ⅰ 学校教育の充実・青少年の健全育成

(1) 児童生徒の学びを支える教育環境の整備・充実

【めざす姿】

児童生徒・保護者にとって魅力的な教育環境の整備

【主な取組】

- ・令和6年度に策定した「御浜町立小・中学校適正配置基本計画」及び令和7年度に策定した「御浜町新統合小学校及び統合中学校基本計画」に基づき、児童生徒の学びを支える教育環境の整備（新校舎の建設・令和12年4月開校）に取り組みます。

- ・保護者や児童生徒のニーズに応じて学校を選択できるよう校区を自由化します。
- ・小中の教職員が連携した多様で専門的な指導を行うなど、これまで培ってきた小中一貫教育の実践を参考に、町内の全校で小中一貫教育を推進し、学校の魅力を高めます。

(2) 児童生徒の確かな学力の育成

【めざす姿】

前向きに挑戦し、学び続ける児童生徒の育成

【主な取組】

- ・誰一人取り残すことのない教育を目指し、児童生徒の「わからなさ」が大切にされ、そこを起点に深く学びあえる人権感覚にあふれた学校としての組織文化を醸成します。
- ・主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、児童生徒がお互いを認め合い学び合うことのできる協働と探究の学びの研究・研修に取り組みます。
- ・町内の全校が連携した組織的、系統的な公開授業研修会の開催等を推進します。
- ・自己肯定感や自己有用感の醸成につながる指導に取り組み、前向きに挑戦し学び続ける児童生徒を育成します。
- ・各学校においては、校長がリーダーシップを発揮し、学校の実情に応じた組織的、計画的な学力向上の取組を進め、その効果の検証及び改善に取り組みます。

(3) 特色ある学校教育の推進

【めざす姿】

未来を切り拓き、たくましく生きる児童生徒の育成

【主な取組】

- ・1人1台端末などのICTを積極的に活用し、「協働的な学び」と「個別最適な学び」を一体的に実現する教育を推進します。
- ・ALT（外国語指導助手）を積極的に活用し、小・中学校の連携や接続を重視した外国語教育を推進します。

- ・児童生徒が町への誇りと愛着を感じ、主体的に社会に参画する意識を高めていけるよう主権者教育を推進します。
- ・児童生徒の読書意欲を向上させるため、中央公民館図書室のネットワーク機能を活用した各学校の図書室との連携強化や、学校司書の継続配置など学校図書環境の充実を図ります。
- ・コミュニティスクールとして学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進を図り、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

(4) 特別支援教育の推進

【めざす姿】

障がいのある児童生徒が必要な支援を受けられる学校

【主な取組】

- ・障がいのある児童生徒が、可能な限り障がいのない児童生徒と共に学べるような教育環境の充実を図ります。
- ・特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒の安全確保やサポートの充実に努めます。
- ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、保護者や関係機関と連携し、適切な就学相談、就学指導を実施します。

(5) 安全で安心な学校づくり

【めざす姿】

楽しく、安全で安心して学べる環境が整っている学校

【主な取組】

- ・児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、御浜町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための道徳教育の推進や、いじめの未然防止・早期発見に向けた相談体制の充実を図るとともに、関係機関と協力して適切な指導や対応に取り組みます。
- ・不登校など児童生徒の心の問題に適切に対応できるよう、家庭や地域、関係機関と連携した生徒指導体制の充実に努めます。

- ・児童生徒が自らの安全を確保できるよう、発達段階に応じた防災教育、交通安全教育、防犯教育、情報モラル教育等を実施します。

(6) 豊かな心と健やかな体の育成

【めざす姿】

児童生徒の健やかな心身を育む学校

【主な取組】

- ・御浜町人権教育基本方針及び人権教育カリキュラムに基づき、互いの人権を大切にするための行動力を育む人権教育を推進します。
- ・社会でより良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、物事を自分ごととして「考え、議論する」道徳教育を推進します。
- ・学校給食については、「食を通じた心身の健全な成長」を目的として栄養バランスのとれた安全で安心な給食を提供します。
- ・食事マナーや健康的な食習慣の形成、地元産物や食文化などについての食育を推進します。
- ・給食センターについては、運営にかかる業務の一部を民間委託するとともに、新校舎建設にあわせて、高台への移転を目指します。

(7) 青少年の活動支援

【めざす姿】

青少年の心身ともに健やかな成長

【主な取組】

- ・青少年育成町民会議や地域コミュニティと連携し、青少年を核とした世代間交流や地域間交流を図ります。
- ・青少年の地域行事への参加やボランティア活動、伝統芸能の継承活動などを推進します。
- ・防犯パトロールや街頭啓発など、地域一体となった青少年の見守り活動を支援します。
- ・「みはまっこ体験クラブ」や「梓川・御浜ふれあい交流会」の開催により、休日や夏休みにおける児童の様々な体験活動の充実を図ります。

Ⅱ 生涯学習の推進

(1) 生涯学習活動の促進

【めざす姿】

生涯にわたって誰もが学べるよう、学習施設の適正な維持管理と市民のニーズに応じた学習機会の提供

【主な取組】

- ・ 学習活動から学んだ知識や技術が地域社会に活かされるよう、市民の学習ニーズの把握に努め、幅広い世代に生涯学習講座等により学習機会を提供します。
- ・ 各種サークルが主体的に行う活動に対し、活動する場の提供などの支援をします。
- ・ 生涯学習の拠点となる中央公民館や地区公民館については、公共施設等総合管理計画（社会教育施設）に基づき、公民館長と連携しながら、利用者が快適に利用できるよう計画的な維持管理を行います。
- ・ 中央公民館や地区公民館の在り方については、今後の利用状況に応じて検討を進めます。

(2) 読書環境の整備・充実

【めざす姿】

誰もが楽しむことができる読書活動の充実

【主な取組】

- ・ 中央公民館図書室については、住民にとって身近に読書活動を楽しむことができる場所として快適に利用できるよう、県立図書館・県内各市町図書館（※1）や関係団体（※2）、学校司書等と連携を図ります。
- ・ 住民ニーズに即した蔵書の充実やSNS等も活用した積極的な情報発信、図書イベントの開催など、あらゆる世代が読書に親しむ環境の整備、充実に取り組みます。

（※1）令和7年7月 中央公民館図書室ネットワーク環境の更新・強化と同時に、三重県図書館ネットワーク（MILAI）に加盟 … 県内図書館との図書の相互貸借が実現

（※2）令和7年1月 「御浜町と株式会社トーハンの包括連携に関する協定」締結 … 図書イベントの共催等

Ⅲ 文化芸術活動の推進と文化遺産の保存・継承

(1) 文化芸術活動の促進

【めざす姿】

誰もが文化芸術に触れあえる機会があり、自らが文化芸術活動を行えることができる環境の整備

【主な取組】

- ・住民の主体的な文化芸術活動を促進するため、文化協会をはじめ文化芸術関係団体の活動を支援します。
- ・町民文化祭の開催など、学び、創作、発表の場及び機会を創出します。
- ・文化芸術活動の広域化に取り組むなど、人口減少が進む中での活動の維持を図るため検討を行っていきます。
- ・誰もが気軽に楽しく文化芸術に触れ合える環境づくりを進めるため、音楽、演劇など、多彩で質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供します。
- ・小・中学校で文化芸術のアウトリーチ（地域派遣型の芸術家等による芸術の創作、体験等）などを導入し、こどもたちの文化芸術に関する興味を高めます。

(2) 文化財等の保全・継承と活用

【めざす姿】

地域の伝統文化や文化財の保存・継承と、町民の郷土への理解と関心の向上

【主な取組】

- ・「世界遺産 熊野古道」をはじめ、指定文化財の適切な保全に取り組みます。
- ・伝統文化や伝統芸能について、保存団体の活動を支援し、文化協会と共に「文協だより」等で各団体の活動広報を行うなど、保存、継承に取り組みます。
- ・文化財調査委員と連携しながら、古道ウォークや文化財等を活用した企画展示等を積極的に開催します。
- ・町の歴史や文化に親しむ機会を創出することで町の魅力向上につなげます。

IV スポーツ活動の推進

(1) スポーツ団体の活動支援・多様なスポーツ活動の普及促進

【めざす姿】

生涯スポーツの活性化をめざし、誰もが身近で多様なスポーツ活動が行える環境の整備

【主な取組】

- ・住民の主体的なスポーツ活動を促進するため、スポーツ協会やスポーツ少年団等スポーツ関係団体の活動を支援します。
- ・誰もが身近にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ・スポーツ推進委員によるスポーツ教室などの開催を積極的に推進します。
- ・持続可能な生涯スポーツの環境整備を目的に、一体的な新しい組織づくりを支援していきます

(2) スポーツ施設の整備

【めざす姿】

誰もが生涯にわたってスポーツ活動が行える施設環境の整備

【主な取組】

- ・公共施設等総合管理計画（社会教育施設）に基づき、利用者が快適に使用できるよう、スポーツ施設環境の整備に取り組みます。
- ・寺谷総合公園の設備（トイレ、遊具等）の改修や学校開放施設グラウンド照明のLED化などについて検討を進め、段階的かつ計画的な維持管理を行います。
- ・学校開放施設を含めスポーツ施設の積極的な利用を促進します